

## 令和 7 年度介護サービス事業者等指導及び監査実施方針

### 1 基本方針

介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「介護サービス事業者等」という。）に対する指導（以下、「指導」という。）及び監査（以下、「監査」という。）については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（以下、「法」という。）及びその他の法令等の規定に基づき実施する。

指導は、利用者本位のサービスの提供や適正な保険給付の確保、サービスに係る指定基準等の遵守や、高齢者虐待防止等の確認を目的に、計画的な運営指導の形態で実施するとともに、正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目標に、年に一回の集団指導の形態にて実施する。

また、監査は、重大な法令・指定基準等違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑い及び高齢者虐待など、重大な人権侵害が疑われる場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、機動的に実施する。

なお、実施にあたっては、東京都、関係区市町村及び関係各課と連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図る。

### 2 運営指導の指導項目等

運営指導については、事業運営の適正化と透明性の確保、及び、利用者保護とサービスの質の確保を目標に、府中市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱（令和 4 年 1 月 5 日付府中市要綱第 2 号）（以下、「実施要綱」という。）及び国で示す介護保険施設等指導マニュアル（令和 4 年 3 月 31 日付老発 0331 第 7 号厚生労働省老健局長通知別添）に基づき、次の項目を重点に確認を行う。

#### (1) 人員基準

ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

#### (2) 運営基準・設備基準関係

ア 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

イ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

エ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

オ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

カ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。

キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供

できる体制を構築しているか。

ク 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

ケ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。

コ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報報の利用を含む。）が適切に行なわれているか。

サ 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。

シ 福祉サービス第三者評価を適切に受審しているか、又、当該評価結果において、問題がないか。

(3) 介護報酬関係

介護報酬改定に伴い算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

2 集団指導の実施方法

オンライン等の活用による動画配信の形式により実施する。

3 監査の確認項目等

監査については、法に定める勧告、命令、指定の取消し等に該当する場合又は不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者の保護及び保険給付の適正化を図ることを目標に、実施要綱や新たに国が示した介護保険施設等に対する監査マニュアル（令和6年4月5日付老発0405第3号厚生労働省老健局長通知）に基づいて、次の項目を重点に確認を行う。

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービスが提供されていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- (4) 架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある身体拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画等

(1) 指導対象サービス

ア 指定居宅介護支援

イ 指定地域密着型サービス

ウ 指定地域密着型介護予防サービス

エ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

オ 指定居宅サービス

カ 指定介護予防サービス

(2) 実施計画の作成時期

具体的な日程及び対象は、年度当初に決定する。なお、特段の事情等により当該

日程等の変更が必要な場合は、適宜、変更するものとする。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する介護保険施設等とするが、年度途中で指定を受けた介護保険施設等についても、必要に応じて指導の対象とする。なお、介護保険施設等が、休止等、実質的に介護保険サービスを提供していない状況である場合は選定対象から除外する。

イ 選定方法

次による介護サービス事業者等を優先的に選定する。

- (ア) 府中市長が指定権限を有する事業者等
- (イ) 指定期間内に府中市、東京都等が運営指導等を実施していない事業者等
- (ウ) 介護保険課等に寄せられる事業者等に対する苦情・告発を把握し、その分析結果から確認が必要と思われる事業者等（特に、「高齢者虐待」や「不正請求」等が疑われる案件については、機動的に指導を実施する。）
- (エ) 府中市長が所轄庁となる社会福祉法人の運営する施設等
- (オ) 集団指導等に一切参加しない事業者等
- (カ) 外部との情報交換を避ける、受入れを拒否するなど、外部の目が入ることを避ける事業者等
- (キ) 前年度までの指導による指導項目の改善状況が不十分な事業者等
- (ク) その他、特に指導が必要と認められる事業者等

5 関係団体との連携等

(1) 東京都

指定権者が東京都知事である種別への指導の際には、その実施について通知するほか、効率的かつ効果的な指導の観点から随時連携を図っていく。

(2) 近隣自治体

介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査について近隣自治体間の連携体制を図る。

6 その他

4(1)の対象事業者等に対し実施通知を発出した場合であって、感染症のまん延状況等により、当該指導及び監査の実施が著しく困難であると判断した場合、中止又は延期を決定し、これを通知する。